

一般社団法人日本専門看護師協議会 2021 年度会員総会資料

開催方法：メールによる資料送付および質疑応答

【報告事項】

- I. 会員の動向
- II. 2020 年度活動報告(理事会、委員会)
- III. 2020 年度評議員・監事・理事選挙の結果、2021 年度理事の役割
- IV. 2020 年度決算報告・監査報告
- V. 2021 年度活動計画
- VI. 2021 年度予算
- VII. 評議員総会での意見

以 上

I. 会員の動向 (2021 年 4 月 30 日 現在)

会員総数	1,631 名
正会員	1,541 名
賛助会員	90 名
2020 年度	
新規入会者数	132 名
内 正会員	118 名
内 賛助会員	14 名
内 会員資格復帰	3 名
退会者数	63 名
内 会費滞納	52 名

II. 2020 年度活動報告 (理事会、委員会)

A. 理事会活動報告

1. 役員

代表: 長田暁子(小児看護)

副代表: 藤田冬子(老人看護)

臨床能力向上委員会: 長谷川久巳(がん看護)

研修委員会: 鹿内あずさ(地域看護・在宅看護)

政策提言委員会: 伊波早苗(慢性疾患看護)

編集委員会: 寺岡征太郎(精神看護)

会則委員会: 濱本千春(がん看護)

総務委員会: 浅野浩子(母性看護)

庶務: 樽松久美子(急性・重症患者看護)

会計: 長崎由紀子(感染症看護)、佐藤律子(家族支援)

監事: 桑田美代子(老人看護)、渡邊眞理(がん看護)

2. 理事会報告

第 1 回日本専門看護師協議会理事会

日時: 2020 年 7 月 4 日(土) 13:00-17:25

場所: web 会議 (Zoom ミーティング利用)

- 2020 年度選挙管理委員会設置について、感染症拡大防止の観点から、近接地域より委員選出すること、選挙規程・細則の改訂案を承認した。
- 日本 CNS 看護学会優秀演題表彰制度の規程、選考に関わる細則、選考基準について検討し、承認した。
- 学術集会について審議した。
 - 第 7 回学術集会は、ホームページへの抄録掲載、協議会ホームページのリンク修正をもって終了とすることを承認した。
 - 2021 年度第 8 回学術集会は、web 形式、または会場と web のハイブリッド形式の 2 通りの開催方法、運営会社の選定、プログラム、企画委員会の持ち方について審議した。
 - 2022 年度第 9 回学術集会は、感染症看護分野が担当し、大会長は高野八百子氏(慶應義塾大学病院)に依頼すること

を承認した。

- 分野メーリングリストの活用について、現状と課題を検討した。研究調査依頼への活用は分野により考えが異なる状況だが、CNS の利益になる内容かを基準に、引き続き各分野の判断で活用していくこととした。
- 第 40 回日本看護科学学会学術集会に出展し、協議会活動の広報を検討したが、web 開催となったため辞退することとした。
- 日本看護協会からの「メンタルヘルスに関連した支援依頼」の受託について審議し、各都道府県看護協会のナースセンターで働く看護師へのメンタルヘルスに関連した支援について、精神看護 CNS が無理なく実施できる範囲で前向きに検討することを承認した。
- 新型コロナウイルス感染症への対応について検討した。
 - 日本看護協会委託事業について、精神看護 CNS が担当した相談委託事業は終了した。謝金支払いに伴う源泉税と銀行振込み手数料は協議会で負担することを承認した。
また、他の専門分野への事業依頼についても、会員の協力を得て受託してゆく方針とした。
 - 各分野の取り組みについて共有した。
 - 「新型コロナウイルス(COVID-19)に関する活動報告会」を企画し、下記の要領で開催した。

・日時: 2020 年 7 月 26 日(日) 14:00 ~ 16:30
・方法: Zoom ウェビナーを用いたオンライン開催
・対象: 日本専門看護師協議会正会員・賛助会員
・プログラム:
①「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染防止活動の現状と課題」(感染症看護分野: 長崎由紀子氏)
②「新型コロナウイルスに対応する看護職へのメンタルヘルス支援」(精神看護分野: 寺岡征太郎氏)
③「新型コロナウイルス対応における分野メンバーオンラインミーティング、及び、感染予防のための活動(研究)支援」(地域看護・在宅看護分野: 鹿内あずさ氏)
④「健康上の配慮が必要な子どもと家族・支援者の交流サイトの開設」(小児看護分野: 田村恵美氏・市原真穂氏)
⑤チャット機能を用いた質疑応答
※事前予約 245 名、当日参加 230 名であった。
(メールがリジェクトされ入室できない参加者が 2 名あり、プレゼンテーションの収録を後日オンデマンド配信した)

メール審議 (8 月 7 日)

2020 年度選挙管理委員長および委員を承認した。

メール審議 (9 月 11 日)

2020 年度選挙管理委員の選挙権交付の要件を承認した。

第2回日本専門看護師協議会理事会

日時:2020年10月11日(日)13:00-17:00

場所:web会議(Zoom ミーティング利用)

- 1) 各専門分野が担う委託事業の進捗状況を共有し、運営上の調整事項について審議した。
 - (1) 日本看護協会中央ナースセンターの「メンタルヘルス相談窓口事業」は、精神看護分野が9月～年度末まで対応する。
 - (2) 日本看護協会の「介護事業所等からの COVID-19 関連の相談事業」は、老人看護、感染症看護、地域看護・在宅看護の3分野が9月から年度末まで対応する。
 - (3) 日本看護協会の「感染管理に関する相談事業」は、感染症看護分野が11月から年度末まで対応する。
 - (4) 香川県の「介護施設での感染予防対応研修」は、感染症看護分野理事と協力し、地域看護分野の会員が協議会を代表して出張講義を実施した。
- 2) 日本看護協会より依頼を受け、日本看護学会抄録選考委員(合計26名)を推薦したことが報告された。
- 3) 本会代表として、日本看護協会の専門看護師制度委員会に参加している報告があり、教育・認定制度について関係団体との協議を要望してゆくこととした。
- 4) 総務委員会より提案された、2020年度後期予算改訂について承認した。分野研修補助費はZoomなどの通信費に使用可能なことを評議員に再通知することとなった。
- 5) 会員メーリングリストでのお知らせについて、主催先、開催趣旨、対象者、問い合わせ先を明示し、研究協力依頼などは理事会内で審議したうえで配信することを承認した。
- 6) 学術集会について審議した。
 - (1) 第7回学術集会の収支報告を受け、新型コロナウイルスにより開催2か月前に誌上発表に変更したことによる収支不足分(153,939円)は、協議会予算で補填することが承認された。
 - (2) 2021年度第8回学術集会はWeb開催とすることを承認し、ポスター、プログラム、参加費について審議した。
 - (3) 2022年度第9回学術集会は、2022年7月9日(土)に開催することが提案され、開催形式、運営事務局、会場と併せてメール審議で決定してゆくこととした。
- 7) 2021年度の評議員総会について、オンライン開催または書面審議の方向で準備を進めることとした。

メール審議 (11月5日)

2022年度第9回日本CNS看護学会は、2022年7月9日(土)に開催することを承認。形式、運営事務局は継続審議とした。

第3回日本専門看護師協議会理事会

日時:2021年3月28日(日)13:00-17:00

場所: web 会議(Zoom ミーティング利用)

- 1) 2021年度評議員総会の開催方法、準備日程を決定した。

日時:2021年6月13日(土)13:00-15:00

方法:事前に総会資料を郵送し、オンライン開催

- 2) 総務委員会からの報告、および議案について審議した。
 - (1) 会員活動調査結果の概要が報告された(回答 432 名/正会員 1495 名)。内容を整理してホームページの会員ページに掲載し、会員は利用可能とすることを承認した。
 - (2) ホームページの各専門分野ページに掲載の分野ポスター更新について、評議員を窓口に分野に一任することとし、費用は総務委員会予算から支出することの承認を得た。
 - (3) 会員メーリングリスト(ML)の運用について、会員・関係団体からの案内受付のための「セミナー・学会等のお知らせ ML 利用申請書(案)」の内容を検討した。また、会則委員会と協力して「メーリングリスト運用細則」を整備することを承認した。
 - (4) 「会計の手引き」改定案について審議し、分野研修補助費における人件費の目安を、国内の最低賃金を参考に1時間当たり1,000円とすることを承認した。
 - (5) 2020年度会計収支報告について、一部当初予算を超える支出があったが、諸活動がオンライン開催となり会議・旅費の支出は減少し、次年度繰越金は1,600万円を超える見込みであることを確認した。
 - (6) 2021年度予算案について、分野研修補助費は、2020年度同様に1名につき500円で各分野の予算を組み、遺伝看護と災害看護分野は2020年度分を繰越すことを承認した。
- 2) 評議員・監事選挙について、投票率が10%台と低かったことが報告され、今後は投票率に併せてリマインドを複数回行う、選挙期間を長く設定する、郵送との併用等の検討が必要であることが確認された。また、理事選挙については、選出者への内諾確認中であることが報告された。
- 3) 臨床能力検討委員会より「新 CNS ラダー(案)」が提示され、変更点について審議した。レベルⅠの範囲が広いこと2段階に分ける方向性、JNA ラダーとの整合性を図る必要性、「患者や家族」を「ケアの受け手」に拡大すること等について意見があり、活用方法と併せて委員会で明文化することとした。
- 4) 研修委員会が開催する研修について、参加費は非会員のみ有料とする方向、オンライン実施のサポート体制、参加証の発行方法等について審議した。
- 5) 政策提言委員会より、令和4年度診療報酬改定要望「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)支援管理料の新設」の説明があり、次期委員会でエビデンスを加えていくことを確認した。また、日本緩和医療学会との共同提案について承認した。
- 6) 次期理事会、委員会体制について審議し、高度実践看護師(APN)としてのあり方を関係団体と協議を行う「専門看護師制度のあり方検討部会(仮)」の設置、委託事業の調整等を行う「社会貢献活動部会(仮)」設置、会則委員会を総務委員会の

中に置き業務の円滑化を図ることを検討した。

- 7) 第 8 回学術集会について準備状況が報告され、プログラムの時間調整について審議した。会員総会の時間が短いため、評議員総会での承認内容を別の形で会員に報告し、質問を受けられる方法をとることとした。
- 8) 2022 年度第9回学術集会について、集会とオンライン(オンデマンド配信)のハイブリッド形式での開催、感染防止を考慮し収容 500 名以下の一橋講堂での開催、あゆみコーポレーションへの運営委託について見積もり案を元に審議し、承認した。

3. 新型コロナウイルス感染症等に関する日本看護協会からの事業受託のまとめ

- 1) 「新型コロナウイルス感染症に関するメンタルヘルスに関する相談窓口対応」は、精神看護分野が 4 月～5 月末までの 2 か月間、7 名の輪番制で対応した。ゴールデンウィーク前後に相談件数が集中し、後半になるに従い減少した。回答件数、調整業務に対する謝金が支払われた。
- 2) 「介護事業所等からの COVID-19 関連の相談事業」は、老人看護分野 19 名、感染症看護分野 6 名、地域看護・在宅看護分野 15 名が 9 月末～3 月上旬まで対応した。専門性の高い回答を要する相談が多く、回答は 25 件(地域在宅 9 件、感染 8 件、老人 8 件)であった。回答件数、調整業務に対する謝金が支払われた。次年度は、日本看護協会に変わり厚労省・老健局からの委託事業として日本介護支援専門員協会から委託を受けることとなった。
- 3) 「感染管理に関する相談事業」は、感染症看護分野 10 名が 11 月～3 月末までの 5 か月間対応し、15 万円/月の委託費で、52 件の回答を行った。3 月までは 1 週間に 2～3 件の相談があった。次年度の継続はない。
- 4) 中央ナースセンターの「メンタルヘルス相談窓口事業」は、精神看護分野 10 名が、9 月～3 月まで各都道府県のナースセンターで対応に苦慮している事例の相談を受けた。15 万円/月の委託費であった。今後、中央ナースセンターで事例集の作成が検討されており、協力依頼の意向があった。

B. 委員会活動報告

1. 臨能力検討委員会

1) 委員長、委員

委員長 : 長谷川久巳(がん看護)

委員 : 近藤まゆみ(がん看護)、渡邊輝子(小児看護)、田村富美子(急性・重症患者看護)、蒲池あずさ(精神看護)、窪田志穂(感染症看護)

2) 委員会開催

COVID-19 蔓延状況を鑑み、メール審議を行った。昨年度から課題である専門看護師ラダーの改定案について内容確認

を行った。

2. 研修委員会

1) 委員長、委員

委員長 : 鹿内あずさ(地域看護・在宅看護)

副委員長・会計 : 東めぐみ(慢性疾患看護)

委員 : 菊地義弘(感染症看護)、橋本裕(老人看護)、金英仙(母性看護)、西村(秋吉)知子(老人看護)

2) 委員会開催

(1) 第 1 回委員会

日時: 2020 年 2 月 23 日(土) 16:00-18:00、場所: 東邦大学

内容: 2019 年度の研修会の開催について

(2) 第 2 回委員会

日時: 2020 年 10 月 1 日(木) 19:00-20:50、web 開催(Zoom)

内容: 研修会の開催日程、及び、開催方法の変更について

(3) 第 3 回委員会

日時: 2021 年 1 月 29 日(金) 18:00-20:00、web 開催(Zoom)

内容: スキルアップセミナー開催準備について

(4) 第 4 回委員会

日時: 2021 年 2 月 15 日(月) 18:00-20:00、web 開催(Zoom)

内容: セミナーの評価、及び、次年度の活動計画について

3) 研修会「新人 CNS を対象としたスキルアップセミナー」の開催

・日時: 2021 年 2 月 11 日(木・祝) 13:00-16:00

・場所: web 開催(Zoom)

・内容: CNS 活動で役割を発揮するために課題を感じている 1～2 年目の CNS を対象として、「新人 CNS を対象に、活動する場で困っていることを共有し、自身の組織の中で役割を発揮するための解決の糸口をつかむ」ことを目的に開催した。

・参加者: 33 名(老人看護 8 名、急性・重症患者看護 7 名、がん看護 4 名、精神看護 4 名、小児看護 3 名、慢性疾患看護 2 名、母性看護 2 名、在宅看護 1 名、遺伝看護 1 名、感染症看護 1 名 / 1 年目 19 名、2 年目 14 名)

・プログラム: グループワーク、講義(組織分析と活用方法)

北海道地区委員(中安)がホストとなり、ブレイクアウトルーム機能(11 グループ)を使って行った。司会(委員長)、ファシリテーターは地区リーダー委員、及び、地区委員(山下・伊波・川村・塗木・今井・河添)が担った。

・アンケート結果: ①講義「組織分析と活用方法」における理解や活用への示唆等、②グループワーク「活動する上で困っていることを共有し、自身の組織の中での役割を発揮するための解決の糸口をつかむことができる」では、約 9 割が参加の目的を達成し、活動への糸口をつかむことができていた(n=33)。自由記載からは、他分野の CNS や先輩 CNS(ファシリテーター)との交流から日頃の悩みや課題を表出する機会となり、自身を奮い立たせることができていた。

3. 政策提言委員会

1) 委員長、委員

委員長：伊波早苗(慢性疾患看護)

委員：三輪恭子(地域看護・在宅看護)、吉田智美(がん看護)、工藤順子(急性・重症患者看護)、岩切真砂子(精神看護)

2) 看保連の活動

- ・2020年10月5日 2022(R4)診療報酬改定意向調査票提出
- ・2020年11月27日:令和2年度第1回看護技術検討委員会(伊波・工藤出席)
令和4年度診療報酬改定に向けた医技術評価の提案内容について、各学会からの提案内容を討議。
- ・2020年12月11日:令和2年度第1回診療報酬体系のあり方検討委員会(伊波出席)
令和4年度診療報酬改定に向けた要望書について、各学会からの要望内容を検討
- ・2021年3月5日:令和2年度第2回診療報酬体系のあり方検討委員会(伊波出席)
各学会からの要望をまとめ、看保連からの要望は以下の重点要望4点にまとめられた。
〈重点要望 1〉 患者の受診ニーズの変化に応じた看護提供体制の変革への評価
〈重点要望 2〉 患者の暮らしと治療の両立を支える看護実践への評価
〈重点要望 3〉 QOL の維持・向上に貢献できる専門性の高い看護ケア実践への評価
〈重点要望 4〉 次世代育成を支える看護ケア実践への評価
- ・2021年3月19日:令和2年度第2回看護技術検討委員会(伊波・工藤出席)
11学会より21項目(未収載8項目、既収載13項目)の医療技術提案書が提出され討議
- ・2021年5月17日までに、要望書・医療技術提案書を提出
本会より提案
「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)支援管理料の新設」
日本緩和医療学会との共同提案
「がん患者指導管理料ロ:
評価ツールの追加(IPOS、ESAS-r-J、PRO-CTCAE)」

3) 政策提言委員会の委員会活動

- (1) 第1回委員会:2020年7月11日、web 会議(Zoom)
会員より要望があった項目について、1項目ずつ要望の妥当性を検討。がん患者指導管理料への家族支援の追加、外来緩和ケア診療加算の麻薬限定を除外、急性期病院における ACP の実践・がん、心不全、慢性呼吸不全の ACP 支援・意思決定支援に加算、心不全(ステージ C・D)の患

者の外来療養指導、小児から成人への移行支援、以上について引き続き検討をしていくことを決定。

がん分野の会員に対し、意見聴取を複数回実施。

- (2) 第2回委員会:2020年9月22日、web 会議(Zoom)
ACP についての診療報酬要望を提出するために、文献収集および分析、大学院のカリキュラム調査をおこなっていくことを計画。今後のスケジュールや分担を検討した。
- (3) 第3回委員会:2021年3月6日、web 会議(Zoom)
看保連に提出する要望書と医療技術提案書の検討。ACP に関する各大学院のカリキュラム調査結果の検討。CNS 学会での交流集会開催について検討。
ほか、メール会議を常時実施。
看保連および診療報酬について、会員へ情報提供することを目的とし、第8回 CNS 学会での交流集会を企画した。

4. 編集委員会

1) 委員長、委員

委員長：寺岡征太郎(会計兼務/精神看護)

委員：河野伸子(精神看護)、市原真穂(小児看護)、戸谷幸佳(老人看護)、福田友秀(急性・重症患者看護)、山花令子(がん看護)

2) 委員会開催

論文採否に係る最終判定、その他検討事項の意見交換等は、随時メール審議にて行った(対面会議は開催なし)。

3) 活動内容

- (1) 日本 CNS 看護学会誌の編集活動(国際文献社との連携)
- (2) 日本 CNS 看護学会誌への投稿促進(第8回日本 CNS 看護学会 交流集会の企画検討)
- (3) 投稿規程や査読システムなどの見直し
- (4) 日本 CNS 看護学会優秀演題表彰制度の検討し、草案を理事会に提示した。

5. 会則委員会

1) 委員長、委員

委員長：濱本千春(がん看護)

委員：武用百子(精神看護)、比田井理恵(急性・重症患者看護)

2) 委員会開催

- (1) 第1回委員会
日時:2020年4月12日 9:45-12:00、web 会議
内容:理事会報告、協議会運営に必要な会則の検討(選挙管理委員会内規、評議員会細則等)、今後の作業工程確認
- (2) 第2回委員会
日時:2020年10月24日 19:00-20:00、web 会議

内容:理事会報告、メーリングリストの運営に関する細則など
についての検討、今後の工程確認

3) 活動内容

- (1) 評議員細則の必要性を理事会に諮り、今期は定款の記載内容で対応することとなった。
- (2) 選挙管理委員会内規の修正を行った。
- (3) メーリングリストの運営に関する細則(案)を作成した。

6. 総務委員会

1) 委員長、委員

委員長 : 浅野浩子(母性看護)

庶務 : 樽松久美子(急性・重症患者看護)

会計 : 長崎由紀子(感染症看護)、佐藤律子(家族看護)

2) 委員会開催

日時: 第1回:2020年6月22日(月)19:00-21:00

第2回:2020年9月29日(火)19:00-21:00

第3回:2020年12月2日(水)19:00-21:00

第4回:2021年1月18日(火)19:00-21:00

第5回:2021年2月9日(火)18:00-20:00

第6回:2021年3月22日(月)17:30-20:00

場所: web 会議 (Zoom)

3) 活動内容

- (1) 事務代行(あゆみコーポレーション)と連携を図り、会員登録情報の管理、会員や関連学会からの問い合わせに対応した。
- (2) 事務代行との連携により、会員の年会費の管理、各委員会活動、各分野活動予算を管理した。
- (3) 役員会、総会開催に伴う事務・会計業務を行った。
- (4) 新規認定者、養成機関へ入会案内を郵送し、会員の増加を図った。
- (5) 協議会ホームページ、会員ページの管理と更新を行った。
- (6) 会員の雇用に関する情報の発信、HP への掲載を行った。
- (7) 協議会ポスターの更新、HP への掲載、CNS 養成機関への発送を行った。
- (8) 協議会正会員の CNS 活動や CNS ラダー評価の現状把握のため web アンケート調査を実施した。

C. 第7回日本 CNS 看護学会開催報告

テーマ: 高度実践看護の継承

会期: 2020年6月13日(土)、会場: 京都テルサ (中止)

大会長: 浅野浩子(母性看護)

COVID-19 の感染拡大により、学術集会開催は中止とした。

また口演・ポスター発表者の発表は、抄録の紙面上の発表とし、日本専門看護師協議会会員ページに掲載した。

Ⅲ. 2020 年度評議員・監事・理事選挙の結果

1) 委員長、委員

委員長：三浦由紀子（小児看護）

委員：岡林志穂（急性・重症患者看護）、田尻信子（がん看護）、益宏実（慢性疾患看護）、宮崎初（精神看護）

2) 一般社団法人日本専門看護師協議会定款第 5 条ならびに第 22 条に基づき、評議員選挙、監事選挙、理事選挙を行った。

(1) 評議員選挙結果（五十音順）

田墨 恵子	がん看護
田村 恵子	
橋本 理恵子	
長谷川 久巳	
藤原 由佳	
前澤 美代子	
吉田 智美	
青本 さとみ	精神看護
河野 伸子	
武用 百子	
竹森 志穂	地域看護・在宅看護
三輪 恭子	
岡本 充子	老人看護
藤田 冬子	
吉岡 佐知子	

長田 暁子	小児看護
河俣 あゆみ	
三輪 富士代	
桑原 さやか	母性看護
三田村 七福子	
戸沢 智也	慢性疾患看護
東 めぐみ	
伊藤 真理	急性・重症患者看護
樽松 久美子	
津田 泰伸	
長崎 由紀子	感染症看護
平松 玉江	
児玉 久仁子	家族支援
野々山 敦夫	

(2) 監事選挙結果（五十音順）

宇都宮 明美	急性・重症患者看護
寺岡 征太郎	精神看護

(3) 理事選挙結果（五十音順） ○は継続

○長田 暁子	小児看護
○樽松 久美子	急性・重症患者看護
桑原 さやか	母性看護
児玉 久仁子	家族支援
竹森 志穂	地域看護・在宅看護
田墨 恵子	がん看護
○長崎 由紀子	感染症看護
○長谷川 久巳	がん看護
東 めぐみ	慢性疾患看護
○藤田 冬子	老人看護
武用 百子	精神看護

※2021 年度理事の役割（2021 年度 第 1 回理事会で決議）

代表	長田 暁子
副代表（社会貢献事業兼務）	藤田 冬子
専門看護師制度のあり方検討部会（仮）長	長谷川 久巳
臨床能力検討委員会 委員長	桑原 さやか
研修委員会 委員長	東 めぐみ
政策提言委員会 委員長	児玉 久仁子
編集委員会 委員長	長崎 由紀子
会則委員会 委員長	武用 百子
総務委員会 委員長	樽松 久美子
総務委員会 庶務	竹森 志穂
総務委員会 会計	田墨 恵子

IV. 2020 年度決算報告・監査報告

1) 2020 年度決算報告

2020年度 日本専門看護師協議会決算

自 2020年 4月1日 至 2021年3月31日

＜収入の部＞					(単位:円)
科 目	予算	決算額	差異	備 考	
1 会費収入	8,424,800	10,486,000	-2,061,200	正会員10,246,000円、賛助会員240,000円	
2 事業収入	1,200,000	1,967,200	-767,200	相談窓口謝金1,846,200円(メンタルヘルスに関する相談事業1,096,200円、感染管理に関する相談事業750,000円)、母性看護121,000円	
3 大会補助金寄付等	0	0	0		
4 前年度繰越金	11,032,845	11,032,845	0		
5 その他	0	26	-26	利息26円	
6 大会事業収入	0	2,778,023	-2,778,023	第7回大会中止に伴う収支は、-153,939円、大会補助金2,000,000円返金なし	
収入合計(A)	20,657,645	26,264,094	-5,606,449		

＜支出の部＞					(単位:円)
科 目	予算	決算額	差異	備 考	
1 理事会活動費					
会場費	0	0	0		
旅費	660,000	0	660,000	理事会3回はWEB開催、他メール会議	
事務費	2,586,302	2,420,824	165,478	印刷費112,824円、WEB更新92,125円、業務委託費2,015,205円、ドメイン更新料1,650円、グローバルサイン クイック認証38,280円、送料159,954円、消耗品費786円	
人件費	0	0	0		
通信費	124,240	83,216	41,024	振込手数料7,480円、送料790円、通信費49,866円、手数料25,080円	
大会補助金	2,000,000	2,000,000	0	第8回日本CNS看護学会	
看護連年会費	150,000	150,000	0		
その他	27,060	948,867	-921,807	相談窓口謝金(メンタルヘルスに関する相談事業分247,236円、感染管理に関する相談事業701,631円) ※事業収入1,846,200円あり	
理事会活動費 小計(a)	5,547,602	5,602,907	-55,305		
2 委員会活動費					
総務委員会					
会場費	0	0	0		
旅費	100,000	0	100,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	100,000	48,391	51,609	WEB更新	
広報活動費	140,000	15,972	124,028	ポスター印刷費	
人件費	10,000	0	10,000		
通信費	80,000	29,360	50,640	振込手数料440円、送料28,920円	
その他	22,000	0	22,000		
計	452,000	93,723	358,277		
臨床能力検討委員会					
会場費	25,000	0	25,000	会議はWEB開催・メール会議	
旅費	120,000	0	120,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	100,000	0	100,000		
人件費	0	0	0		
謝金	0	0	0		
通信費	5,000	0	5,000		
その他	0	0	0		
計	250,000	0	250,000		
研修委員会					
会場費	25,000	0	25,000	会議はWEB開催・メール会議	
旅費	200,000	0	200,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	20,000	3,355	16,645	WEB更新	
人件費	0	0	0		
謝金	0	0	0		
通信費	20,000	0	20,000		
学会外セミナー開催	1,200,000	0	1,200,000	研修会1回WEB開催	
その他	0	0	0		
計	1,465,000	3,355	1,461,645		
政策提言委員会					
会場費	30,000	0	30,000	会議はWEB開催・メール会議	
旅費	300,000	0	300,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	20,000	14,575	5,425	WEB更新	
人件費	0	0	0		
謝金	0	0	0		
通信費	10,000	0	10,000		
その他	0	0	0		
計	360,000	14,575	345,425		
編集委員会					
会場費	10,000	0	10,000	会議はWEB開催・メール会議	
旅費	20,000	0	20,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	10,000	0	10,000		
謝金	10,000	0	10,000		
通信費	10,000	440	9,560		
学会誌編集委託費	827,112	466,578	360,534	編集事務局業務	
その他	0	0	0		
計	887,112	467,018	420,094		
会則委員会					
会場費	5,000	0	5,000	会議はWEB開催・メール会議	
旅費	60,000	0	60,000	会議はWEB開催・メール会議	
事務費	2,000	0	2,000		
人件費	0	0	0		
謝金	0	0	0		
通信費	3,000	0	3,000		
その他	0	0	0		
計	70,000	0	70,000		
委員会活動費 小計(b)	3,484,112	578,671	2,905,441		

3 特別委員会活動費				
選挙管理委員会				
会場費	20,000	0	20,000	
会議費	10,000	0	10,000	
旅費	30,000	0	30,000	
事務費	550,000	704,237	-154,237	一部再選挙による事務費
謝金	0	0	0	
通信費	10,000	5,242	4,758	送料
その他	0	0	0	
特別委員会活動費 小計(c)	620,000	709,479	-89,479	
4 分野研修補助費				
がん看護	208,000	0	208,000	
精神看護	93,500	81,905	11,595	事務費2,530円、謝金55,685円、通信費23,690円
地域・在宅看護	32,000	2,255	29,745	事務費2,255円
老人看護	72,500	6,808	65,692	人件費4,000円、通信費2,808円
小児看護	85,500	43,876	41,624	事務費3,596円、謝金27,842円、通信費12,438円
母性看護	29,000	144,298	-115,298	事務費42,241円、謝金89,096円、通信費12,961円、*事業収入121,000円あり
慢性疾患看護	71,000	69,740	1,260	事務費69,300円、通信費440円
急性・重症患者看護	98,500	16,697	81,803	事務費2,365円、謝金11,136円、通信費3,196円
感染症看護	21,500	0	21,500	
家族支援	17,500	0	17,500	
遺伝看護	1,000	0	1,000	
災害看護	5,500	0	5,500	
分野研修補助費 小計(d)	735,500	365,579	369,921	
5 特別予算 会計や法人に関する諸経費				
登記費用	0	0	0	
司法書士報酬	100,000	22,000	78,000	
法人税	104,900	104,900	0	
消費税	166,800	166,800	0	
監査	55,000	55,000	0	
その他	88,000	110,000	-22,000	税理士決算申告費
特別予算 小計(e)	514,700	458,700	56,000	
6 大会開催経費				
第7回日本CNS学会	2,000,000	2,931,962	-931,962	COVID-19感染拡大のため第7回大会中止。準備費・事後処理費等
大会開催経費 小計(f)	2,000,000	2,931,962	-931,962	
予備費(g)	0	0	0	
支出合計(B=a+b+c+d+e+f+g)	12,901,914	10,647,298	2,254,616	
収支差額 次期繰越金(A-B)	7,755,731	15,616,796	-7,861,065	

活動計算書

[税込] (単位:円)

一般社団法人 日本専門看護師協議会

自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	10,246,000		
賛助会員受取会費	240,000	10,486,000	
【事業収益】			
事業収益1		4,745,223	
【その他収益】			
受取 利息		26	
経常収益 計			15,231,249
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費(事業)	4,000		
人件費計	4,000		
(その他経費)			
業務委託費	653,578		
大会補助金	2,000,000		
諸 謝 金	1,132,626		
会 議 費(事業)	2,931,962		
事務費(事業)	3,313,669		
広報活動費(事業)	15,972		
通信運搬費(事業)	173,791		
諸 会 費(事業)	150,000		
その他経費計	10,371,598		
事業費 計		10,375,598	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
その他経費計	0		
管理費 計		0	
経常費用 計			10,375,598
当期経常増減額			4,855,651
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			4,855,651
法人税、住民税及び事業税			271,700
当期正味財産増減額			4,583,951
前期繰越正味財産額			11,032,845
次期繰越正味財産額			15,616,796

貸借対照表

一般社団法人 日本専門看護師協議会
全事業所

〔税込〕(単位:円)
令和3年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
当座 預金	15,838,484		
普通 預金1	2,975,562		
現金・預金 計	18,814,046		
(売上債権)			
未 収 金	300,000		
売上債権 計	300,000		
流動資産合計		19,114,046	
資産合計			19,114,046
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	3,278,777		
前 受 金	107,000		
預 り 金	74,473		
仮 受 金	37,000		
流動負債合計		3,497,250	
負債合計			3,497,250
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産	11,032,845		
当期正味財産増減額	4,583,951		
正味財産合計			15,616,796
負債及び正味財産合計			19,114,046

会計監査報告書

一般社団法人 日本専門看護師協議会 御中

第3期(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 決算報告について、諸帳簿および関係書類に基づき監査した結果、その内容が適正かつ経理事務が正確であることを報告します。

令和2年4月22日

大阪市北区芝田2丁目4番1号 東洋ビルディング新館208号

曾我部会計事務所

税理士 曾我部 聡

3) 会計監査報告 監事

監 査 報 告 書

2021年5月 7 日

一般社団法人 日本専門看護師協議会
代表 長田 曉子 殿

一般社団法人 日本専門看護師協議会

監事 三原 眞理



監事 桑田 美世子



私たちは、日本専門看護師協議会 の2020年4月1日から2021年3月31日までの令和2年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、会計監査人より監査に関する報告を求め、かつ計算書類について検討を加えた。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要な監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。

以 上

V. 2021 年度活動計画

A. 理事会事業計画案

【活動目標】

高度実践看護師のあり方について当事者団体としての見解を表明し、教育・資格認定制度の議論に参画する。

【活動計画】

- 1) 理事会に「専門看護師制度のあり方検討部会(仮)」を設置し、日本看護協会、日本看護系大学協議会など関係団体と協議を行う。
- 2) 社会貢献活動を円滑に行う体制整備を含め、委員会組織の再検討を行う。

B. 委員会活動計画案

1. 臨床能力検討委員会

【活動目標】

高度実践看護に必要なコンピテンシーのうち、CNS としての強みを明確化する。

【活動計画】

- 1) 高度実践看護 (APN)、CNS に必要なコンピテンシーを整理する。
- 2) APN として CNS の強みを明確する。
- 3) CNS として必要なコンピテンシーの評価方法を検討する。

2. 研修委員会

【活動目標】

専門看護師として役割発揮ができるよう、地区を超えた研修を企画・実施する。

【活動計画】

- 1) 5 つの地区で「新人 CNS の役割開発の研修(Web形式)」を実施する。
- 2) 「意思決定支援」、「各分野の活動を知る研修会」等を企画する。
- 3) 第 9 回日本 CNS 看護学会での研修を企画する。

3. 政策提言委員会

【活動目標】

2022 年度の診療報酬改定にむけて、看保連と協働し、CNS 協議会からの要望事項および医療技術提案書の提出を行う。また、看護系学会等社会保険連合に関する活動、政策に関して、会員に情報発信をする。

【活動計画】

- 1) 2022 年度の診療報酬改定にむけて、看保連へ要望書および医療技術提案書を提出する。
- 2) 看保連や他団体と協働し、専門看護師の活動についての評価の促進を図る。
- 3) 改定の要望に関する基礎資料のデータ収集を継続して行う。

- 4) 看保連の活動について会員に情報発信をする。

4. 編集委員会

【活動目標】

日本 CNS 看護学会誌(電子ジャーナル)の編集作業および投稿促進の活動を展開する。

【活動計画】

- 1) 日本 CNS 看護学会誌の編集活動(国際文献社との連携)
- 2) 日本 CNS 看護学会誌への投稿促進(第 8 回日本 CNS 看護学会 交流集会の企画・運営)
- 3) 投稿規程や査読システムなどの見直し

5. 会則委員会

【活動目標】協議会の運営に必要な細則について検討し、理事会に提案する。

【活動計画】

学術集会開催や総会に関する細則、利益相反に関連した細則、会費に関する細則などの策定を検討する。

6. 総務委員会

【活動目標】

事務委託業者と連携して、会員の情報と財務管理、協議会の情報発信、問い合わせ対応の安定化をはかる。

【活動計画】

- 1) 協議会ホームページの運営管理を行う。
- 2) PR 活動として、各看護専門領域の学会等、CNS 養成機関におけるポスター設置などを行う。
- 3) 会員名簿の管理、および分野・委員会での活用を支援するための定期配信を行う。
- 4) 協議会への問い合わせに対応し、関係者との連絡調整を行う。
- 5) 理事会、総会開催に伴う事務・会計業務を行う。
- 6) 新規認定者、養成機関への入会案内を行い、会員の増加をはかる。

VI. 2021 年度予算

2021年度 日本専門看護師協議会 予算案		
自 2021年 4月1日 至 2022年3月31日		
<収入の部>		(単位:円)
科 目	予算	備 考
1 会費収入	8,780,000	正会員1,528名×80%×7,000円=8,556,800、賛助会員93名×80%×3,000円=223,200
2 事業収入	0	
3 大会補助金寄付等	0	
4 前年度繰越金	15,616,796	
5 その他	0	
6 大会事業収入	9,221,000	第8回大会(WEB開催)見積みより
収入合計(A)	33,617,796	
<支出の部>		(単位:円)
科 目	予算	備 考
1 理事会活動費		
会場費	50,000	1回分の会議会場費(10,000円×5時間)
旅費	400,000	理事会3回のうち、理事・監事13名×会議1回分対面、2回+臨時開催はWEB会議等
事務費	2,660,852	あゆみコーポレーション業務委託費
人件費	0	
通信費	110,000	理事会・評議員総会WEB通信費10,000円、振込手数料50,000円、送料50,000円
大会補助金	2,000,000	第9回CNS学会
看保連年会費	150,000	
その他	0	
理事会活動費 小計(a)	5,370,852	
2 委員会活動費		
総務委員会		
会場費	30,000	初回会議会場費
旅費	80,000	委員会4回のうち、委員4名×会議1回分、3回+臨時開催はWEB会議等
事務費	200,000	ホームページ更新、分野活動紹介HP更新費
広報活動費	100,000	協議会ポスター修正・作成費
人件費	0	
通信費	50,000	振込手数料20,000円、送料20,000円、WEB会議用Zoom利用料10,000円
その他	0	
計	460,000	
臨床能力検討委員会		
会場費	0	会議はWEB・メール会議
旅費	0	会議はWEB・メール会議
事務費	100,000	文献取り寄せ、郵送
人件費	0	
謝金	0	
通信費	13,800	WEB会議の際のWEB契約料(1回2,200×4回)、振込手数料5,000円
その他	0	
計	113,800	
研修委員会		
会場費	80,000	初回会議時:会場費10,000円×3時間/ 研修会時:会場費1回分(10,000円×5時間)
旅費	650,000	会議時旅費(1回:50,000円×6名:宿泊費込み)、他はWEB会議 / 学会時のセミナー講師旅費(50,000円)/ 対面の研修1回(50,000円×6名:宿泊費込み)
事務費	50,000	協議会ホームページ掲載費・データ保存用USB・資料印刷代(対面での会議・セミナー・学会用)
人件費	0	
謝金	71,000	学会時のセミナー講師謝金(30,000円×1名、源泉徴収税)、学会外セミナー講師謝金(10,000円×3名、源泉徴収税)
通信費	20,000	振込手数料・講師依頼状送付代など
学会外セミナー開催	26,900	セミナー用Zoom利用料(26,900円)
その他	10,000	会議費
計	907,900	
政策提言委員会		
会場費	20,000	会議開催1回分。他はWEB・メール会議
旅費	210,000	看保連会議参加、厚生労働省出張、会議開催
事務費	30,000	HP更新、調査実施
人件費	0	
謝金	12,000	交流集会講師謝金(10,000円×1名、源泉徴収税)
通信費	10,000	振込手数料
その他	0	
計	282,000	

編集委員会		
会場費	10,000	会議開催1回分。他はWEB・メール会議
旅費	20,000	会議開催1回分。他はWEB・メール会議
事務費	10,000	
謝金	11,500	外部査読者謝金(2,000円×5名, 源泉徴収税)
通信費	10,000	
学会誌編集委託費	601,135	国際文献社(編集事務局業務等 529,635円 第8回日本CNS看護学会抄録集J-Stage登載費用 71,500円)
その他	0	
計	662,635	
会則委員会		
会場費	10,000	会議開催1回分。他はWEB・メール会議
旅費	20,000	会議開催1回分。他はWEB・メール会議
事務費	10,000	
人件費	0	
謝金	0	
通信費	3,000	
その他	7,000	予備費
計	50,000	
委員会活動費 小計(b)	2,476,335	
3 特別委員会活動費		
選挙管理委員会		
会場費	0	
会議費	0	
旅費	0	
事務費	0	
謝金	0	
通信費	0	
その他	0	
特別委員会活動費 小計(c)	0	
4 分野研修補助費		
がん看護	767,500	会員数413名 年間上限206,500円
精神看護		会員数198名 年間上限99,000円
地域・在宅看護		会員数68名 年間上限34,000円
老人看護		会員数174名 年間上限87,000円
小児看護		会員数178名 年間上限89,000円
母性看護		会員数60名 年間上限30,000円
慢性疾患看護		会員数142名 年間上限71,000円
急性・重症患者看護		会員数196名 年間上限98,000円
感染症看護		会員数52名 年間上限26,000円
家族支援		会員数37名 年間上限18,500円
遺伝看護		会員数2名 年間上限1,500円 * 2020年度会員数1名×500円=500円を繰り越し
災害看護		会員数8名 年間上限7,000円 * 2020年度会員数6名×500円=3,000円を繰り越し
分野研修補助費 小計(d)	767,500	
5 特別予算 会計や法人に関する諸経費		
登記費用	0	
司法書士報酬	100,000	
法人税	70,000	
消費税	0	2021年と2022年は納税不要予定
監査	55,000	
その他	88,000	税理士決算申告費
特別予算 小計(e)	313,000	
6 大会開催経費		
第8回日本CNS学会	9,221,000	
大会開催経費 小計(f)	9,221,000	
予備費(g)	0	
支出合計(B=a+b+c+d+e+f+g)	18,148,687	
収支差額 次期繰越金(A-B)	15,469,109	

VII. 評議員総会での意見

- ・専門看護師(CNS)の発展のために、高度実践看護師(APN)に関する情報の会員間での共有、専門性を発揮した社会貢献活動の継続、分野を超えた活動の推進、関係団体との積極的な協議などが期待される。
- ・APNとしての活動を世の中に発信していくことが必要である。
- ・正会員数を増やすことは重要で、入会しない理由・退会する理由の分析や、入会するメリットのPRが必要ではないか。
- ・協議会運営の工夫として、オンライン会費納入システムの整備、キャリアに応じた多数の研修開催、各分野のウェビナー契約の共同利用、会員数の少ない分野の活動支援強化などが考えられる。また、今後は評議員選挙の投票率向上への取り組みも必要である。

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本専門看護師協議会と称し、略称は「CNS 協議会」とする。

2. 本会の英語名は、Japanese Association of Certified Nurse Specialists と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、専門看護師が自らの高度実践の質保証や活動の場の拡大に取り組み、看護の質の向上を図ること、国民の健康の維持・増進のための政策提言を行い、その実現に向けて活動することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 専門看護師の実践能力の強化に関する事業
- (2) 専門看護師の活用促進に関する事業
- (3) 専門看護師の施策に関する事業
- (4) 専門看護師の役割開発・評価に関する事業
- (5) 関係学術団体との連絡・連携
- (6) 学術集会の開催
- (7) 学会誌の発行
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望し入会した公益社団法人日本看護協会における専門看護師の認定を受けているもの又は過去に受けていたもの
- (2) 賛助会員 本会の活動の趣旨を理解し賛同して入会したもの

2. 正会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の催す学術集会等への参加
- (2) 学会誌等への投稿
- (3) 本会の催す事業等への参加

3. 本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員により行われる選挙によって選出される評議員とする。評議員は、正会員の中から選ばれることを要し、評議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

4. 評議員の定数は、40名以内とする。

5. 第3項の選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。

6. 第3項の選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。

7. 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、第 3 項の選挙の次点者を、補欠の評議員とすることができる。この場合、補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第 6 条 本会に入会を希望するものは、別に定める手続きにより申請を行うものとし、理事会で承認を受けなければならない。

（会費）

第 7 条 会員は、別に定める会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 会員が退会する場合は、別に定める退会届を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項に関わらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ評議員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 代表は、会員を除名したときは当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前 2 条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2 年間会費を納入しなかったとき
- (2) 総評議員の同意
- (3) 死亡又は解散したとき

第4章 評議員総会

(社員総会)

第11条 評議員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 前項の評議員総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第12条 評議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員総会は、定時評議員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2. 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、代表に対し、評議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員総会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決権)

第16条 評議員総会における議決権は、評議員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 評議員総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表に提出して、他の評議員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては前条の規定の適用については評議員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は評議員が評議員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を代表とし、代表以外の理事のうち1名を副代表とする。

3. 代表及び副代表以外の理事のうちから、下記を担当する理事を置く。

(1) 会計

(2) 委員長

(3) 庶務

4. 第2項の代表及び副代表をもって、法人法上の代表理事とし、前項の理事を法人法上の業務執行理事(理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定されたもの)とする。

(役員の選任)

第22条 役員は、評議員総会の決議によって、評議員の中から選任する。但し、任期満了に伴い定時評議員総会で役員を選任する場合には、当該定時評議員総会終結後に就任する評議員の中から選任する。

2. 代表及び副代表は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 代表は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3. 副代表は、代表を補佐しその業務を執行し、代表が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会の終結のときまでとする。ただし、再任は1回までとする。

3. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4. 理事又は監事は、法令に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、評議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員に対しては、評議員総会において定める総額の範囲内で報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。）を支給することができる。

2. 前項にかかわらず、役員には、会務遂行に必要な経費を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 法人法第112条の規定の適用については、社員を正会員と読み替えて適用する。

2. 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

3. 本会は、法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表が招集するものとする。

2. 代表以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第32条 議長は、代表がこれにあたる。

2. 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、副代表が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の

全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については、適用しない。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 本会の事業の円滑な運営及び推進のために、必要に応じて、理事会の決議により複数の委員会を置くことができる。

2. 前項の委員会は、委員長、副委員長及び委員長が正会員の中から指名した委員で構成される。

3. 副委員長は、必要に応じて理事会に参加し、意見を述べることができる。

4. 各委員会は委員会の活動を補助するため、その目的・目標を定めて必要な作業班を置くことができる。但し、当該目的・目標を達成したと委員会が認めた時は、当該作業班は解散するものとする。

5. 前各項の他、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により細則を別に定める。

第8章 会員総会

(会員総会の構成)

第37条 会員総会は、正会員をもって組織する。

2. 賛助会員は、前項の会員総会に陪席することができる。

(会員総会の目的)

第38条 代表は、会員総会に対し、本会の事業活動について報告しなければならない。

2. 会員総会は、本会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を具申することができる。

(会員総会の開催)

第39条 会員総会は、毎事業年度に1回開催する。

2. 前項の他、必要に応じて、理事会の決議により臨時会員総会を開催することができる。

第9章 学術集会

(学術集会)

第40条 本会は、専門看護師、高度実践看護に関する学術交流ならびに高度実践看護の科学的実証データ、事例研究など高度実践看護の発展に寄与することを目的として、学術集会を開催する。

(学術集会大会長)

第41条 学術集会には、学術集会大会長を置く。

2. 学術集会大会長は、学術集会を企画し、開催及び運営を行う。

(学術集会企画・実行委員会)

第42条 学術集会開催のため、本会に学術集会企画・実行委員会を置く。

2. 学術集会企画・実行委員会の委員は、学術集会大会長が選任する。

3. 学術集会企画・実行委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第10章 専門分野

(専門分野)

第43条 本会に、正会員をもって構成する複数の「専門分野」を置く。

2. 前項に定める専門分野は、次に掲げる事項を目的とする。

(1) 専門看護師の実践能力の開発を目的とした卒後トレーニングの実施

(2) 看護に関する各専門分野の研究活動への寄与

(3) 各専門分野の発展に寄与する活動

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 貸借対照表は、定時評議員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、評議員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、評議員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本会の公告は電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 附則

(法人成立後の会員)

第 51 条 第 6 条の規定にかかわらず、本会成立の日の前日（以下本条において「基準日」という。）において任意団体 日本専門看護師協議会 の正会員または賛助会員として会員名簿に記載されている者は、基準日において会費の未納がある者および入会しない旨の意思表示を基準日までにした者を除いて、それぞれ本会の正会員または賛助会員としての資格を有するものとする。

(設立時社員)

第 52 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所は省略)

宇佐美しおり

(住所は省略)

木下佳子

(設立時役員)

第 53 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事 は、次のとおりとする。

設立時理事 宇佐美しおり、木下佳子、長田暁子、東めぐみ、奥 朋子、市原真穂、
高野八百子、三輪恭子、北村愛子、峰 博子

設立時監事 福嶋好重、桑田美代子

設立時代表理事

(代 表) 宇佐美しおり

(副代表) 木下佳子

(最初の事業年度)

第 54 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附則（平成 30 年 6 月 3 日一部改正）

評議員制度への移行に伴い改訂。

この定款の一部変更は、同日より施行する。

但し、第 5 条第 3 項に関わらず、本定款施行後最初の評議員選挙が行われるまでの間は、第 43 条に定める各専門分野における事務局各 1 名を評議員とする。

附則（令和元年 6 月 1 日一部改正）

第 7 章（委員会）、第 8 章（会員総会）等改訂。

この定款の一部改正は、同日より施行する。